

## 市内小・中学校の今後の対応について

令和2年7月27日時点の対応マニュアルを改め、令和3年1月8日修正のマニュアルで対応します。(別紙)

### < 参考 > 国からの通知

【2020年8月6日 文部科学省】

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～

#### 抜粋

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、設置者は、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で臨時休業を実施します。(濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない場合においては、必ずしも臨時休業の必要はありません)。

現在は、感染者が発生した後、1～3日臨時休業を実施してから、学校を再開する例が一般的です。



【令和3年1月5日 文部科学省通知 2文科初第1445号】

小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について  
(通知)

#### 抜粋

地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に取りべき措置であり、学校のみを休業することは、子どものすこやかな学びや心身の影響から、避けることが大切です。

児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください。学校内で広がっている可能性が高い場合等、臨時休業が必要な場合でも、保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要最小限の範囲での休業にとどめてください。

# 新型コロナウイルス感染症における臨時休業等の対応について

令和3年1月8日修正 学校教育課

野洲市立小中学校において、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の臨時休業及び学校再開の基準について、当面の間以下のとおりとします。

## A同居の家族が濃厚接触者となった場合（児童・生徒・教職員は濃厚接触者ではない）

### ①同居家族のPCR検査（陰性）

- ◆健康観察を強化して、登校・勤務を継続。
- ◆保護者や本人の申し出により出席・出勤停止措置可。

### ②同居家族のPCR検査（陽性）⇒Bへ

## B児童生徒・教職員が濃厚接触者となった場合

### ①PCR検査（陰性）

#### 1、出席（出勤）停止措置

感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から2週間（保健所の指示通り）

- ◆保護者に健康観察依頼し、症状があれば連絡してもらう。（健康観察カード継続）
- ◆教職員本人が健康チェックし、学校へ報告する。

濃厚接触者とされた児童生徒・教職員には、個別に連絡をする。

### ②PCR検査（陽性）

#### 2、該当校の感染拡大防止対策を強化する

- ◆学校教育課に報告し、保護者に通知する内容について相談する。
- ◆保健所と濃厚接触者の特定・感染経路の確認など学校内での感染の状況を把握する。（調査協力シート・週予定・座席表などの準備）
- ◆感染リスクの高い教科活動の見直し、検討する。

#### 3、保健所や学校医の助言・野洲市教育委員会での協議

《臨時休業の範囲と期間を決定する。》

感染経路が不明・学校内での感染が広がっている可能性が高いと判断した場合

#### 5、臨時休業（学級・学年・学校）の実施

- ◆保護者に臨時休業を通知する。
- ◆臨時休業中の学習課題の準備をする。
- ◆感染エリアの範囲が確定されたら、消毒をする。
- ◆安全が確認されるまでは、感染エリアの立ち入りを禁止する。

健康観察を継続し、学校医、教育委員会等と相談し、予定通りの学校再開または延長の判断をする。

#### 6、再開（学級・学年・学校）または延長

- ◆保護者に再開または延長の通知をする。
- ◆安心して登校できる相談体制の確立（SC・SSW・教育相談等の連携）

感染経路が特定され、学校内で感染が広がっている可能性が低いと判断した場合は、休業しない。

#### 4、教育活動の継続

- ◆保護者に継続の通知をする。
- ◆感染リスクの高い教科活動や行事などは検討し、場合によっては延期等する。
- ◆部活動は要検討。
- ◆濃厚接触者や不安で欠席した児童・生徒の学習保障